

令和7年 第15回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開 催 日 時	令和7年8月20日(水) 午後2時00分～午後3時35分
開 催 場 所	茨木市役所 南館8階 中会議室
開 催 形 態	公開
出 席 者	【市職員】 澤田福祉部長、松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長、井上障害福祉課長、佐原障害福祉課参事兼計画推進係長、松澤人権・男女共生課人権係長、沖田障害福祉課職員
議 題	開会 1 令和6年度 各機関における差別解消に向けた取組について 2 障害者が利用しやすいまちづくりについて 3 その他(今後の予定、連絡事項など) 閉会
資 料	会議次第 参考1 資料1-1 資料1-2 資料2 配席表

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	Ⅰ 開会 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、第15回茨木市障害者差別解消支援協議会を開会いたします。 まず、開催に当たりまして、福祉部長の澤田より挨拶を申し上げます。
福祉部長	皆様、こんにちは。福祉部長の澤田でございます。よろしくお願いします。 本日は御多用の中、第15回茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 また、日頃より、本市の障害者施策の推進に対し、各方面から多大なる御支援、御協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。 本日は、令和6年度における差別解消に向けた取組状況の共有と、合理的配慮の一層の推進を主な議題としております。 委員の皆様には、これまでそれぞれのお立場で御尽力いただいた内容を本市の取組と併せて共有し、障害のある人もない人も、また事業者、企業、関係機関の皆様と一体となり、差別解消の推進を、「共に生きるまち茨木」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 引き続き、本市の障害者差別解消の取組に対し、多大なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、短いですが開会の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、委員の解嘱・委嘱について、御報告させていただきます。 大阪府立茨木支援学校から参加いただいております松田委員につきまして、辞職願の提出があったため、令和7年3月31日付で解嘱となり、新たに下田委員を推薦いただきましたので、令和7年6月1日付で委嘱しておりますことを御報告させていただきます。下田委員、よろしくお願いいたします。

委員	よろしくお願いします。
事務局	それでは、会議に入る前に、会議資料等の確認をさせていただきます。 まず、本日の会議資料としまして事前にお送りしていましたが、会議次第、参考1、資料1―1、資料1―2、資料2の5点になります。 次に、お席に置かせていただいております配席表と、IDFの「ともに生きるまちづくり」というチラシになります。 お持ちでなければ、係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。 それでは、本協議会規則第5条第1項の規定に基づき、ここからは田村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします
会長	田村です。 それでは、第15回茨木市障害者差別解消支援協議会を始めてまいります。 まず初めに、本日の委員の出席状況と傍聴者について、事務局からの報告をお願いします。
事務局	本日は、協議会委員14人中、現在のところ11名の御出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第5条第3項により、会議は成立しております。 また、本日、傍聴の方はおられないことを報告いたします。 今年度よりオンライン傍聴が始まっており、ウェブ会議システムを通じて、自宅等にいる傍聴希望者への配信を行っています。配信については、委員の画像を無断で使用することを防止するため、音声のみの配信といたします。 以上です。
会長	では、議題に入る前に、本日予定されている議題における個人情報の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	本協議会は、原則として公開とし、個人情報を取り扱う案件がある場合は、その部分のみ非公開といたします。また、会議録は、議論の性質上、発言委員の氏名は伏せることを原則といたします。 なお、本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。

会長	また、会議録の作成のため、録音させていただきますことを御了承ください。 では、会議は原則として公開ということに決まりましたので、進めてまいります。 次第Ⅰの「令和6年度 各機関における差別解消に向けた取組について」に移りたいと思います。 本協議会において、参加機関それぞれが主体となって取組を進めていくため、委員の皆様には、令和6年度にそれぞれのお立場で取り組まれた内容について御回答いただき、資料Ⅰ-Ⅰのとおりまとめております。 委員の皆様には、後ほどそれぞれの取組について簡単に御紹介いただきたいと思いますが、まず市の取組実績について、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明に入る前に、Ⅰ点御報告がございます。 前回の協議会で委員から、ヘルプマークについての詳細な報告をいただきました。その報告の中に、アンケートの意見としまして、ヘルプマークをもっとたくさんのところで受け取れるようにしてほしいという御意見がございました。 この意見を受けまして、これまで茨木市では、障害福祉課の窓口と障害福祉センターハートフルでしか受け取ることができなかったヘルプマークを、市内に5か所設置しております地区保健福祉センターでも受け取れるように運用を変更いたしましたので、御報告をさせていただきます。 なお、5か所の地区保健福祉センターのうち、中央保健福祉センターは、これまで配付しておりましたハートフルと隣接しておりますことから、原則として中央保健福祉センターでの配付は行わず、中央圏域ではこれまでどおり、ハートフルでの配付とさせていただきたいと思っております。 この内容は、市のホームページにも掲載し、周知を図ってまいりたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。 それでは、市の取組について御報告をさせていただきます。 資料Ⅰ-2を御覧ください。 まず、相談件数についてでございますが、令和6年度に市に相談があったのは全部で10件、相談者の内訳及び相談経路につきましては、障害のある

	方からが7件、御家族からが2件、支援者からが1件となっております。 相談内容の累計といたしましては、不当な差別的取扱いが3件、その他が7件となっております。 2ページを御覧ください。 対象分野別件数では、福祉サービスが最も多く3件、次いで行政機関が2件、商品・サービス、住宅、教育、医療、その他の各分野において、それぞれ1件となっております。 障害種別ごとの取扱い件数につきましては、身体が3件、知的が1件、精神が4件、不明が2件という状況でございます。 続きまして資料下段、本日、討議案件ということで1例報告をさせていただきます。この案件につきましては、令和7年度、今年度に入ってから相談案件でございますが、相談をいただいた方から、協議会で報告をして様々な方の意見を聞いてみたいという御意向をいただきましたので、報告をさせていただきます。 案件は、聴覚障害をお持ちの方から受けた内容となります。相談者の方が他市の市民プールを利用したときに生じたものであり、大きくは駐車場内における内容、それからもう一つは、施設利用に関する内容となっております。 時系列で御説明をさせていただきます。順番が前後して申し訳ありません。記載の下の方、下段の方から説明をさせていただきます。 相談者の方が先日、他市の市民プールへ訪れた際に、夏場であって、シーズンでもありますので、かなり混雑していたという状況でございます。行列ができるくらい待ち時間が長かったということですけれども、並んで待っていたときに何度か館内アナウンスが流れたような様子があったと。ただ、その方は聴覚に障害をお持ちなので、それがどんな内容なのかというのが分からないというような状況です。 その館内アナウンスが流れた後、何人かの方が帰られた様子だったということのようです。恐らく待ち時間の目安であったり、混雑している原因についての説明があったりしたのだらうと推測できますけれども、聴覚障害をお持ちのその方は、その内容を知ることができなかつたと。何か聴覚障害者でも知る手段を講じてほしいというような意見が寄せられたものでございます。 また、施設によっては、記載しておりますとおり、障害者は優先的に利用できるということ、スタッフの方にそのようなサービスがあるかどうかを尋ねたところ、障害者は施設利用料が無料であり、それ以外は特別扱
--	--

	いしないと説明を受けたということです。このときの対応や、誰でも分かるようにしておくべきではないかという御意見をいただいたところでございます。 続いて上段の説明でございます。プールを利用された後、その方は当日、車で来場されておられ、駐車場から出るときに、駐車券をなくしてしまったことに気づかれました。出入り口は無人であって、設置しているインターホンでしか対応できないこととなっており結果として、プールの事務所まで行って問合せたということです。 ただ、プールの事務所まで行って聞いたところ、駐車場の管理はプールの窓口ではなくて、別の会社に委託されているということで、聴覚障害者向けのサービスである電話リレーサービスを使って駐車場の管理会社と話をし、ようやく出庫されたということがあったということです。 後日、プールの事務所に確認しますと、そのインターホンは、事務所からは相手方の様子が見られるようになっていますけれども、相手方からは事務所の様子は分からないというものでございました。この施設に限らず、駐車場ではこのようなケースが多く、これは聴覚障害者への合理的配慮が考えられていないのではないかというような御指摘でございます。 この点については、後ほど皆様から御意見を頂戴できたらと思っております。 続きまして、3ページを御覧ください。 このページから8ページにかけて、令和6年度に市が実施した研修、啓発等の取組を記載しております。 全体としますと、講演会が1件、研修が8件、啓発活動が7件、講座が6件となっており、7ページ、8ページにかけて、その具体的な内容を記載しておりますので、また後ほど御確認をお願いできればと思います。 最後に9ページを御覧ください。 このページでは、合理的配慮の提供等に係る実績を記載しております。上から順に、手話通訳・要約筆記者の派遣がそれぞれ105件、19件となっております。 事業者の合理的配慮の提供に係る助成金につきましては、助成件数が全体で3件となっており、内訳は工事が2件、物品購入の補助が1件となっております。 最後に、差別解消に関する出前講座につきましては2件となっております。 市の取組報告は以上でございます。
--	---

会長	ありがとうございました。 では、続けて、資料1-1にあります各委員の取組について、簡単に御説明をお願いしたいと思います。 令和6年度の取組のほか、各機関で課題に感じておられることや、ほかの委員に御意見をいただきたいことなどがございましたら、併せて御発言をお願いします。 内容についての御意見、御質問等につきましては、全ての御説明が終わった後にいただきたいと思います。 では、資料1-1の番号の順番にお願いしたいと思います。番号2の人は欠席でよかったですか。そうしましたら、番号3の方、お願いします。
委員	令和6年12月2日の月曜日に、第76回人権週間で街頭啓発、JRの茨木駅と阪急茨木市駅の付近で、チラシと一緒にグッズを配布させていただきました。そのグッズは、市内の障害者施設の方が作っていただいたものを納入して、配布させていただきました。今年もその予定にしております。 以上です。
会長	ありがとうございました。 では、次に4番の方、よろしくお願いします。
委員	この4で書いてあるとおり、保健医療センターの中に今ある休日歯科診療所、年末年始とゴールデンウィークと、あとは日曜日の診療を今やっているのですが、その診療所を利用して週1回、水曜日の2時から4時なんですけど、歯科医師会としては10年以上前から必要やでと、ほかの市町村は結構やっているでということで、茨木市としてもやっていかなあかんのちゃうのというふうに言っていたんですが、いよいよ開設することになりまして、この10月1日からスタートすることになりました。今準備真っ盛りということで、一生懸命準備しています。 基本的に何でこんなものが要るかという、ほかの医科の科でも確かに必要な科もたくさんあるんですが、障害を持ったお子さんを抱えたお母さんやお父さんの意見を聞くと、何の科が一番困りますかという、歯科やということが多いんですね。歯科はじっとして口を開けてもらわないと治療ができないので、障害のある方でなかなか理解や指示が通らないというような方は、

	非常に難しいんですよ。結局重症化して、御自身でも痛いとか、そういう訴えができないということもあって、気づいたときには大変な事態になっているということもあるんですよ。大変な事態になって、これは痛いんちゃうかと発見した段階で一般の歯科に連れていっても、これは治療できませんと、ここでは無理ですということになって、大学病院で全身麻酔かけましょうかということになるんですけど、全身麻酔を今阪大病院でかけようと思ったら、今予約を取っても来年の3月か4月なんですよ。だから結局、救急の状態になってしまったら対応ができないというのが今の歯科の現状なんですよ。 だからこそ、その前に早く発見して、早く対応できるような二次医療機関が必要やということで、昔から要望していたということなんですよ。それが週1回、水曜日に2時間だけという、なかなか利用しづらいというものなんですけど、市の予算の問題とかもありますから、最初は小さく始めて大きく育てましょうということで、何せスタートしないと始まらないので、今回スタートということになりました。 以上です。
会長	ありがとうございます。小さく始めて、だんだん大きくなっていくといったところですね。 では次、5番。
委員	茨木市新人研修、当事者部会の委員から6名が参加しているんですが、僕は参加できなかったですけど、知的やら精神やら視覚ですかね、積極的にみんなこういう会議に参加したいということで手を挙げていまして、かなり盛り上がったみたいな感じで、こういうのを障害者理解のためにいろいろやってくれたら、つながりがちょっとずつ進んでいくんじゃないかと思います。また今後もよろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。当事者の方が前に出るということは、とても素晴らしいことだと思います。 次、6番、お願いします。
委員	我々の学校が支援学校という特性上、障害のある子供たちが通ってきているわけですけども、子供たちへの授業というところでは、障害というところを

	プッシュするよりかは、障害があっても授業が理解できる、学ぶことは楽しいといったところ、基礎的なところというのを、他者理解、相互理解という視点で授業を進めているということです。 また、我々教員に対しても外部講師をお招きしての研修等、またアンケート等で、我々自身がしっかりと障害理解できているかどうか、子供たち、ひいては大人の人権を守れているかどうかという振り返りをしている次第です。 また、我々がどれだけ頑張っているか保護者、子供たちがどう感じているかというのが大事なところかなと思いますので、年3回のアンケートで、客観的な目で見えていただいているアンケートの結果をまた次につなげていくということも毎年行っております。 また、学校運営協議会で地域の方や各関係機関の方から学校に対する御意見をいただきまして、改善等を進めているところでもあります。 また、先日にはなりますが、本校の生徒の中に感覚過敏というところで、紫外線が体に影響を及ぼすというところがあるお子さんなんですけれども、学校の窓ガラスにフィルムが貼られていない部分があるという、本校に通う生徒の中でも体調に差し障りがあるというところで、教員で一生懸命紫外線防止フィルムというのを貼っていった次第なんですけれども、そういった学校そのものとして、障害のある子供たちが安全に通えるようなところというのを目指しているところです。 簡単ではありますが、以上です。
会長	ありがとうございます。 そうしましたら、次に7番、お願いします。
委員	7番につきましては、昨年度の4月1日に施行された改正障害者差別解消法に伴って、学校現場でも、今一度「学校における合理的配慮」を教職員間で共通認識しようということで、研修がたくさん実施されました。 特に高等学校における合理的配慮において、授業のカリキュラムであったり、単位認定、定期試験における合理的配慮の提供が難しい、というところが多かったです。 それは特別扱いと捉えるのか？、どこまでが合理的配慮なのか、ということで、教職員の中でも考え方がいろいろあって難しいということでした。一つ一つの事例を一緒に考えていく中で、何よりも当該生徒との対話が大事で、ど

	のような配慮の内容が必要なのかを具体的に考えることが大事だと思います。例えば、発達症の症状で読み書きに困難のある生徒の試験を口頭による回答であるとか、レポートの文字数を軽減するとか、それで同じ単位認定に達しているという評価ができるのか、など、今、先生方もすごく悩んで、迷っておられるなかで、何かと生徒の力になりたいという思いで、こういう研修の実施が去年は多かった、という御報告です。 以上です。
会長	ありがとうございました。もっともっと聞いてみたいところがいっぱいあるような取組だと思います。ありがとうございます。 では次、8番の方は今日はお休みということなので、9番。
委員	弁護士会でいろいろな取組をしているのですが、大きなものだけ紹介しようと思います。そうすると、昨年度というよりは、今年度、今後行われるものが比較的大きなイベントを予定していますので、この場をお借りして御案内させていただきたいと思います。 すみません、詳細を書けていませんが、10月4日土曜日に大阪弁護士会館で、現地、それからオンライン両方で開催します、インクルーシブ教育「ともに学び、ともに育つ」というタイトルでシンポジウムを行います。 講師として、現芦屋市長、最年少市長になった高島さんという若い市長さんが、「ちよどの学び」という標語でインクルーシブ教育をお進めになっているということで、私も9月に学校に行ってみ学させてもらったり、教員の方とお話しさせていただいた上で、10月に高島市長をお呼びして基調講演をいただいて、その後、NHK教育のバリバラに出演された玉木さん、ほか何人かの方のパネリストと一緒に、これからのインクルーシブ教育の在り方について意見交換を行うというイベントを予定しております。 大阪弁護士会のホームページ等からチラシや参加のQRコードでズーム参加できたりもしますので、もし御興味があればぜひ御参加ください。 以上です。
会長	ありがとうございました。 では続いて、10番、お願いします。

委員	10番については、小中学校での福祉教育とまではいかないんですけども、中学生、小学生の方の交流、市民との交流というのを幾つか行い継続しています。 定期的にふるさと祭りを各小学校でやっておりますけれども、そこに当事者も近隣の事業所も一緒に参加をしております。 また、あまりそういった機会がないといっていた校区でも、お隣の校区の取り組みを聞いて、「一緒に何かをやりませんか」と私の所属の医療法人のほうに声をかけてくださりまして、スポーツフェスタという形で一緒にやってみましょうというきっかけづくりになっております。 市民参加のスポーツを通じてだったり、小学校で開催されるイベントに保護者の方とか近隣の住民さんから、「近くにある事業所さんも、ぜひぜひ来てください、見てください」という気軽な関係を互いにつくってきた形になりました。そういったものの継続が、小学校で皆さん成長していった、そこから発信して下さっていると思いますので、継続していくことが大事なかなということで書いております。 あと、医療法人で言えば、地域には精神障害の方がたくさん住まれているんですけども、病院近くのエリアの小学校とボランティア体験という交流を続けていまして、病院に出向いてもらってボランティアとして活動体験してもらっています。令和6年度も無事に開催できましたので、一応取組として載せていただいています。 以上です。
会長	ありがとうございました。 では、続いて11番、お願いします。
委員	茨木障害フォーラム、略してIDFといいまして、私は11番のところで、株式会社阪急バスさんのところで接遇研修をさせてもらっています。 実際に運転手さんの接遇、障害者理解に対して、対話を通じて理解をしてもらうということと、実際に車椅子に乗ってもらったりとか、電動車椅子に乗ってもらったりとかして体験する場であったりとか、あと視覚障害の方の手引きの方法であったりというのをやっています。 2012年から始まって、今年で10年以上になるんですけども、コロナのときは3年ぐらい空いているんですけども、大分形になってきたのかなということ

と、あと阪急バスだけじゃなくて、近鉄バスさんとか京阪バスさんのほうも運転手さんが参加されてきたりということで、茨木市内の路線バスの方々が参加していただいているということで、70名近くの参加になっている大きな取組になってきたかなと感じています。今年度もする予定にしています。

次に、社会福祉協議会の福祉体験学習を小学校、中学校ともにさせてもらっています。8番のところに書いてある小学校での福祉教育。当事者の方が実際に地域の小学校に行って、研修の計画を一緒に立てて、そして実施をしていくもので、一緒に考えながら取り組んでいるということがポイントかなと思います。僕が去年行ったときに3年生を対象にしていたんですけども、その小学校も、5年生の生徒さんが僕のことを覚えてくれていたりして、結構覚えてくれているものやなというのがすごく印象にありました。

ここには書いていないんですけども、チラシをお配りさせてもらっているんですけども、「ともに生きるまちづくり」ということで、記念講演を実施させてもらおうと思っています。毎年、僕ら記念講演というふうに言っているので、たまたま今回10周年なので、設立10周年というふうにさせてもらっています。コロナのときはしていなくて、2019年からずっとやっていなくて、今年久々にやります。合理的配慮についてのテーマなんですけども、難しく書きちゃうとなかなか来てもらえないので、ここはもう少し簡単にして、ふだんからの対話を通じて「住みやすいまちに」ということにテーマをさせてもらって、大阪公立大学の松波めぐみ先生にお話をしてもらおうと思っています。茨木市のほうでも講師をされている方で、結構有名な方かなと思っています。パネルディスカッションでは、対話を通じての取組ということで、それこそ先ほどの阪急バスさんの取組であったりとか、文化振興財団さんの取組、それからおにクルの建設に当たってということで、茨木市役所さん、社協さんに話をしてもらって、それで当事者の方ということで、結構ボリュームのある内容となっています。

今回、ハートフルではなくてきたしんホールでやりますので、250人ぐらい入る規模なので、こんなに集まるのかな、ハートフルだと100人ぐらいなんですけど倍以上なので、ちょっと僕焦っているのですが、よかったら来てもらえればなと思います。日付は11月27日の木曜日で、1時から4時までということになっています。結構分かりやすい取組だと思うので、来ていただけたらなと思います。

以上です。

会長	ありがとうございました。パネルディスカッションだったら、自分たちの取組のバロメーターみたいな形で話ができるといいなというふうに思います。ありがとうございました。 それでは、今御説明をいただいたところの質問や御意見、質疑を取りたいと思いますが、何か質問のある方はいらっしゃいますか。 質問の後で、先ほど市のほうで説明いただいた聴覚障害の方の事例の御意見を伺いたいと思いますけれども、ひとまず今説明いただいたそれぞれの取組で、もうちょっとこんなことを聞いてみたいというふうなことがあれば出していただいて、深掘りしていただけるととてもありがたいんですけど、いかがでしょう。
委員	質問ではないんですけども、いいでしょうか。4番の永田先生のところなんですけれども、保健医療センターで歯医者者の取組をされるということで、これはすごく大事な取組だと思っています。障害特性に応じてなかなか口を開くことがしんどかったりとか、顔を触られることがしんどかったりという方も中にはおられていて、結構時間がかかるんですね。引き受けてくれるところはなかなか少ないというところもあるので、いいきっかけになって、そこから通常の歯医者者に帰ってもいいのかなと思うので、まず最初の段階としてすごくいいなということで、これは続けてほしいし、少しずつ広げてほしいなと思います。 以上です。
会長	ありがとうございます。 ほかにありますか。感想とか御意見でも構いません。
委員	10番の活動のところで、すごくすてきだなと思っていたんですけども、実際当事者の方も最初に参加されているということで、参加者の方の参加する際の役割というか、関わり方というか、不特定多数の方とたくさん関わる場面でもあると思うので、当事者の方にどういうふうにいってもらう、参加してもらう、一緒に働くという言い方があれなのかは分からないけれども、関わっていただいているのかなというのが気になったので、教えていただければと思います。
委員	ありがとうございます。特別に何かを伝えるというよりは、イベントと一緒に

	つくり上げるというようなことを共有しながらしてもらっています。 スポーツ交流で例えば卓球とかになると、身体、体力、障害と様々な状況があるもののお互いどうにか介助してやるのかといったら全然そんなことはなくて、勝負になると結構コテンパンにやられますし、こちらも年配の方がいらっしゃるから緩く打たないといけないのかなと思ったら、めちゃめちゃ強い年配の方もおられました。その場を一緒に空間をつくり上げるんだというようなことだけは意識して、お互いしっかり楽しめる工夫は意識し合っています。 もちろんそれに当たって、盛り上げるのがすごく得意な当事者さんとかがいたらその役割を担ってもらったりとか、場面を気にせずになんか盛り上げてくれるのが得意な人だったりとか、逆にそういうのが苦手な方については、少し席の配置の配慮とか見てもらうだけで良いとかにするんですけど、意外とその辺は皆さんすんなりとお互いを受け入れてやってくださっていて、周りの人がやっているのを見ながら、自分も一緒にこういう工夫をやっていったらいいんだと、当事者間の連携が見えるようになっていくかと思っています。 どちらかというと、考えながら当事者さんがいろいろな役割を楽しそうにやってくださっているというのがあって、それを見た市民の皆さんが、我々スタッフと当事者さんが楽しんでやっていることで楽しめた。また、一緒にやりましょうというような感想も多く見受けられます。ありがとうございます。
会長	ほかどうですか。どうぞ。
委員	ちょっと質問なんですけど、9番の内容なんですけれども、去年から弁護士協会の方がすごく大きな取組をされていて、すばらしいなと思っていましたんですけど、今回のインクルーシブ教育、これについて具体的な内容、どういうことを指すのかということを御説明いただきたいんですけど。
委員	これは結構意見の隔たりもある分野で、要するに障害、いろいろな種類の障害をお持ちの障害児童を地域の学校で包摂して、同じ学級の中で学んでもらうのがいいのか、支援学級、特別学級で、手当ての下で学んでもらうのがいいのかというのは、長らくいろいろな見解の相違もあってということですが、一応弁護士会的には、少なくともインクルーシブ教育、包摂教育を進めていくべきだと。それは私も昨年、豊中の保育園のほうを見学させてもらって

	すごいなと思ったのは、それこそ医療的支援が必要な子も含めて保育園で受け入れて、保育士さんはいろいろ御苦労もあるんですけど、それを自然なものとして受け入れているときの保育の環境というのが、障害を持っている子にとってもすごく居心地のいい保育環境に私には見えましたし、障害がある人が横にいて共に育っていくという経験をするのは、障害を持っていない子の成長にとっても大事なことで、いろいろなことができたりできなかったり、助けが要る場面なりに遭遇するということは、やっぱり経験としても大事で、障害を持っている子がいないクラスでみんな育っていいのだろうかというのは、私はその見学を通じてすごく強く感じましたので、インクルーシブ教育を推進する立場で、現芦屋市の高島市長は、灘に行って、ハーバードという超エリートなので、障害を持っている人の教育なんていうのはぴんときないんですけども、高島市長はすごく熱心で、もともと芦屋市自身も歴史的にもそういう取組がある風土で、高島市長になってさらにそれを進めているというのを掲げて活動していて、テレビ番組で放映されたりを含めてあるということで、市長をお呼びして、どんなふうに行行政としてインクルーシブ教育を推進しているか、いろいろ課題が出てくるものをどうやって乗り越えたり、今まだまだ乗り越えていないということを市長の立場でまずはお話しいただいて、それから障害の持っている方や、障害のあるなしにかかわらずフリースクールみたいなものを作ってこられた方なりにパネリストとしてお話をいただくというイベントになります。 インクルーシブ教育自体は、特別支援学級で経験豊かな教員の下で手厚い指導、あるいは配慮があったほうが、その子にとって充実した教育が得られるんだという見方ももちろんあり得るところで、本当は対立するものではないと思うんですけど、そういう分離教育、あるいはインクルーシブ教育という分け方にしてしまうと、同じ教室かどうかというのでひとまずは分かれてきて、日弁連の立場は、少なくともインクルーシブ教育推進で、私なんかは、障害児にとってというのももちろんあるし、障害がある人がクラスの中で学んでいくほうがいいんじゃないかなというふうに私は感じています。すみません、本当に私の意見です。
委員	ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。

委員	今の補足なんですけど、僕は芦屋市民なんです。自分の娘も障害があって、芦屋市で育てたんです。何で芦屋市で育てたかというと、茨木に住んでいたんですけど、小学校に上がるまでは保育所に行かせていて、小学校に上がるときに、ちょっと名前はあれなんですけど、ある小学校に前もって次上がりますから、障害を持っていますということで、校長先生と親とで面談をしたんですが、うちではほとんど何もできませんみたいな、非常に消極的な感じであって、こんなところに自分の娘を入れるのかということで、実家が芦屋やったものですから、芦屋で学校を探そうかということで探したら、芦屋の小学校の先生は、飛んで茨木の保育所まで見に来てくれたんです。対応が随分違うなということで、芦屋でということだったんです。 小学校はインクルーシブ教育やということで、一緒にやっていたんですが、さっきの話じゃないですけど、分離したほうがいいのか、インクルーシブがいいのかというのは非常に難しく、小学校のときは勉強といってもそこまで大きな差がつかないんですけど、中学に入ると非常に差がついてくるわけですね、知的障害がある子というのは。その中で、中学3年間というのは受験もありますから、非常に自分のことで生徒たちも手いっぱいになってくる、先生も数が少ないんですよ。インクルーシブにしようと思うと、必ず加配の先生が1人ついてということをしなないといけないと思うんですけど、それだけ手が回らないという現状があって、ほとんど教室で無視されているような状態で、放置されるということが多かったんです。 だから、そういうことを考えると、先生がおっしゃったように、インクルーシブか分離かというのは非常に難しい、分けられる問題ではないのと、今度は高校の受け入れというのは基本的にないですから、そうすると支援学校ということになるんですけど、選択肢は支援学校です。支援学校に行くと、逆に生き生きとして行き出したと。だから、親としては中学から支援学校の選択のほうがよかったんじゃないかなというふうに今となっては思うんですけど、親も1年生ですから、なかなか分からないですよ、そういうことが。 だから、今の学校教育の先生の加配の在り方とか、先生たちの意識の問題とか、そういったことが背景に大きくあるので、確かに地域の中では、必ず学校を出てから障害のある方と一緒に暮らす場面が出てくるわけですから、子供の頃から絶対にそれは必要なんです。ただ、当事者本人としてどれだけその子にとっていいかというのは、またちょっと別の問題だということだと思います。
----	--

会長	以上です。
委員	どうぞ。 今福祉体験学習で小学校に行かせてもらっているんですけども、ある小学校のところで身体障害の方が通われていて、そこで実際にどういう遊びやったらできるんやろかというのを一緒に考えてやりたいですと言って、小学校の中で何ができるかなということで、ドッジボールしようかということになったんですね。ドッジボールって本気になりだしたらすごいことになるんですよ、生徒さんは思い切りやるので。その人が入ったことによって、あと僕らも一緒に入らせてもらったりとか、生徒さんの中でも車椅子に乗ってもらったりとかして、1回遊んでみるんですね。ほんならできひんことっていっぱい出てくるんです。一緒に取り組むとしたらどういう遊び方がいいやろうかということで、ルール変更していくんですね。ルール変更をみんなで考えて、一緒にもう一回やると。それで楽しむということがすごく大事。 でも、生徒さんの中には、自然と配慮してボールを渡してくれていたりする方もいたりして、自然にそこは学んでいっているんですよ。障害のある人とやるということ、その辺がすごくイメージがつきにくいですよ。そこというのは学んでもらって、そういう遊びを通じての取り組むってすごく大事なというのは、ここのところすごく思っています。 僕自身は、中学校3年まで支援学校に行っていて、茨木ではなくて中津のほうに行っていたんですが、親が入院していたので、僕は施設に入って行っただんですけども、高校のときから僕は茨木の春日丘高校に行ったんですけど、やっぱり違いとしては、いろいろな方がいて、僕に声をかけてくれたりとかして、何かあったら声かけてなとか、自然にこういうやり取りができていたりとかして、支援学校は支援学校のよさがあるんですけども、一般の学校は一般の学校でいろいろな刺激があるなということと、地域の中で友達がいるという感覚があったので、その辺の違いというのはすごくあるなと。 それが言いたいわけじゃなくて、やっぱり選ぶことができるということが大事であって、今は選ぶことができているところとできていないところがあると思うので、そこがすごく課題ではないかなと思います。 以上です。

会長	ありがとうございました。 ほか、今の件に関わって御意見がある人はいますか。よろしいですかね。 先生のお話でも、どうしていいか分からない親御さんに寄り添う、そういう相談機関というか、教育委員会の立ち位置みたいなことがもうちょっと近寄ってもらえると、不安感も大分就学するときに少なくなるんだろうなということをおったりとか、あるいは今あったように、小学校の受入れがどんどん進めば進むほど、そういう選択肢が、特別支援学校だけじゃなくて、あるいは学級だけじゃなくて、普通のクラスの中にも含めて、いろんなその子に合った選択肢ができていくだろうし、友達との関係で言えば、その子が住みたい地域で住めるとするか、そういうふうなことが実現していくことにもなっていくんだろうなというふうに思うと、そういう取組というのはすごく必要なことなんだろうなというふうなことから、それを支えるとか、そういう就学期や学齢期を支える教育体制みたいなことも大事なところなのかなと思いました。 あとどうでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら、先ほどの資料1-2の市から提出されている協議事項、聴覚障害の方の件に入りたいと思います。この事例の御意見、御質問みたいなことを少し出してもらいながら、自分の意見もどんどん出してもらえたらと思いますが、どうでしょうか。分からないところがあつたらまず質問を出してもらったらいと思います。特になかったらそれぞれの個人の御意見で構いませんので、こうじゃないとか、こうあってほしいとか、こういうふうにしてほしいとか、茨木市ではこういうふうにしてほしいとか、いろいろ出してもらったらいんじゃないかと思います。これは他市の事例なんですね。いかがですか。
委員	館内放送の件ですね、やはり耳からだけの情報で、情報提供している側としては、アナウンスしているとか、言ってるからというので、自分の中ではやっている感があるのかなと思うんですけど、やはりそういったいろいろな人がいるという前提に立つと、視覚的な情報も必要だったのかなという気もしますし、そういった配慮がいろいろな場面で増えてくると、いろいろな施設とかでも障害者の方が心地よく過ごせるかなというふうには感じました。
会長	ありがとうございます。 ほかどうでしょうか。

委員	午前中の人権擁護委員の会議があったときに、災害の話が出たんですね。それで、若い人たちは分かりやすいかもしれないけれども、高齢者はなかなか災害のことを受け入れにくい、情報が入りにくいという話が出ていたんですけれども、いろいろな障害を持っている方もおられますから、耳だけではなくて、目だけでもということで、私たちも歳いってきたら放送というのは意外と聞こえにくくて、茨木市でも何とかなの放送の練習をしていますというのが、学校とかコミセンとかでかかるんですけども、意外と耳に入りにくかったりとか、それから、うちも主人の母がいたりしたときに、若い子らがワァーっとしゃべるんですよ。そうすると聞き取りにくい。だから、みんなが聞き取りやすい、若い人は聞き取りやすいかもしれへんけれども、高齢になってくると、早口で言うと言っているのかが聞き取りにくい。だから、放送もしゃべっている側が、これはみんなに聞いてほしいなということに関してはゆっくりと言わないといけないだろうし、それだけではなくて、何回か繰り返してというふうなことも大事かなと思いますし、駐車券のことにしても、目で見て分かるような注意があってもいいのではないかなと思います。私たちもワァーっとされるより、ゆっくりじっくり見ながらそういうことかというのが、私も自分がだんだん年齢が高くなってきて、子供たちとの理解度の差が出てきたので、じっくり物を見てみたいなのがありますので、いろいろな方法で、みんなが理解しやすいようにと考えるのは大事かなと思います。
会長	ありがとうございます。 ほかの方どうでしょうか。どうぞ。
委員	この駐車券のことなんですけど、夜中でも24時間無人の駐車場って、カメラが何かついていて、インターホンを押すとつながるのはつながっているけど、聴覚障害の方は、つながって向こうがカメラで見て、話しかけられているのが分からないということなんですよね。
事務局	そのとおりです。
委員	カメラでは分かるということなんですよね、向こうには。でも、こちら側は音声しかないから分からないということなんですよね。

事務局	はい。
委員	こちら側にモニターはつけないものなんですかね。それだけの話じゃないかなと。手話が駄目なんだったら、モニター越しに分かりにくそうやったら、紙に書いて映したら解決する話じゃないかなと思うんですが、費用的にはどれぐらいかかるものか分からないですけど、そういうことであれば、必ず24時間誰か常駐しているはずなので、それで済まないのかなと思ったりはしたんですが、どうでしょうか。
事務局	ありがとうございます。この相談、今も継続して相談いただいている案件なんですけれども、私も最初に相談の案件を聞いたときに、1つ改善の工夫として、今、委員がおっしゃっていただいたように、向こう側からだけではなくて、こちら側にも画面が映ることによって、その様子で事務所におられる方も、この方もしかしたら耳が不自由な方かなということが分かるので、そうなれば筆談であったりであるとか、また別の手段を講じることができるかなというふうに思います。費用の面とかいろいろあるんだろうと思いますけれども、今、委員がおっしゃっていただいたようなことは、私もいろいろな駐車場を使うんですけれども、確かに画面まで出てくるというのはあまり見かけませんので、その辺りは改善策の1つになるのかなと感じました。ありがとうございます。
会長	ほか何か御意見ありますか。
委員	まず下の件なんですけども、僕は昨年度まで万博の会議に出席していました、公共交通のガイドラインとかの冊子をつくるところにいたんですけども、視覚障害の方と聴覚障害の方が言われていたのは、鉄道の中でも音声アナウンスがされるんですけど、それが分からないんですよ。デジタルサイネージで出てきているけども、十分な情報提供がないんですよ。例えば、何かの故障であったりとか止まったときに、車掌さんが1人で回るんですよ。そのときに実際に回ってきても、結局何が起きているか分からへんと。そこで筆談であったりとかで書いて、こういうことが起こっていますよということが情報提供できることで、聴覚障害の方もそうなんですけど、先ほど言われたように、アナウンスが分かりにくい方とか、アナウンスがこもってしまっていて分かりにくいことって結構あるんですよ。そこで実際には、ボードであったり

	とか、iPad的なものを持ったりしたらどうですかということで提案をしたんですけども、そのときに言われたのは、ガイドラインに載っていないことはできないと。でも、これは万博の中できちんと当事者の意見を反映させてもらうということで、ここはやっぱり入れてもらうべきだということで、今回そこは入れてもらったんですね。だから、できることがあるはずなので、そこは考えていってほしいなということがあるかなと思います。 これは大阪府の施設かもしれないですけども、茨木市内の公共施設でどうなのか、これは一旦考えていってほしいなというところがあるかなと。特別何かをするべきではなくて、そういうものを持っていればできるはずなんです。そこを工夫していただけたらなというところで、お願いしたいなというところがあります。 もう一つ、駐車場のトラブルなんですけども、聴覚障害の方はインターホンの問題ってすごく大きいと思っています。僕も車に乗っていたときって、インターホンでしゃべるってなったときに結構焦るんですよ。そういう方って結構おったりするんですよ。向こうはカメラを見ていても、どこに向いているのか分からんから、だから後ろにいっぱい渋滞が起こってしまうという、それだけですごくストレスがかかってしまうという経験はあります。聴覚障害の方は、これ以上に会話ができないので、その辺どうなのかなということですよ。今カメラをつけたらどうかということもあったし、例えばQRコードが取れて、そこでチャットができるとか、そういうことができたなら、そこでの展開が少し違うのかなというのはあるので、何らかの方法はあると思います。茨木市内の公共の駐車場、その辺は考えていってほしいなと。すぐにできることと、これからできることというふうな感じで、対応を考えていただけたらなと思います。 以上です。
会長	事務局。
事務局	ありがとうございます。委員の皆さんから御意見をいただいたとおりでと思います。ありがとうございます。 今回の事例といたしますと、確かに他市の施設ではあるんですけども、果たして茨木市の公共施設でも同じようなことが起こったときに満足な対応ができているのかということもありますし、平常時からの出来事、困り事というのは、災害時にも同じことが言えるだろうというふうにも感じております。こ

会長	れを1つの大きな気づきということで、茨木市でも公共施設はたくさんありますので、できるだけこういった事例を共有していきながら、茨木市の施設でも同じような困り事が起こらないように役立てていきたいと思っています。ありがとうございます。 ありがとうございます。 あと特にありませんか。よろしいですか。 そしたら、市側から出ていた事例の件、あるいは聴覚障害の方への対応の件については、ここで終わりたいと思います。 ここにはいらっやらないのであれですけど、いつも滋賀県の会議とかへ行くと、司会をするときでも、自分のところに回ってきたら「田村です」と言ってからゆっくりしゃべりなさいと、冒頭にきつくお叱りを受けながら、こんなしゃべり方をしていたら駄目ですよと言われるんですけど、当事者の人がいるときは、先ほどもありましたように、若い人がワァーっとならしゃべると聞き取れないというふうな、聴覚障害の方がいるからというよりかは、ゆっくりしゃべって、高齢の方も含めて全ての人がちゃんと聞き取れるような話し方や伝え方に心がけるということがすごく大事なことになるのかなと。聴覚障害の方への対応を通して、全ての人にちゃんと受け止めてもらえるような話し方や伝え方みたいなことに気持ちを寄せていただくということも大事なことになるのかなと思いました。なかなか難しいですけど、「田村です」というのを言わなきゃと思って、言わなくなるんですね。誰がしゃべっているか分からないと言われるんですね、手話通訳があっても。だから、今誰がしゃべっているかというのが分かるために、まず自分の名前を言ってくださいと。その上で発言をしてくださいというふうに言われるので、そうなんだよなと思いながらも、ついつい忘れてしまうので、いつも御迷惑をいっぱいかけているところもあったりします。 そんなことも含めて、聴覚障害の方への対応というのは、ほかの障害の方に比べてどうしても抜けやすいところがたくさんあるというふうなこともありますので、今回いい御意見をたくさんいただいたので、よかったなというふうに思います。 そうしましたら、次第2の検討案件、「障害者が利用しやすいまちづくり」についてに移ります。 事務局から説明をお願いします。
-----------	---

事務局	それでは、資料2を御覧ください。 この議題では、障害をお持ちの方が様々なサービスをより利用しやすい環境をつくるためにはどうしたらいいのかについて、考えてみたいと思います。 市では現在、事業者の合理的配慮の提供に係る助成、障害理解促進事業補助金、この2つの補助制度を運用しておりますが、これらの制度の概要を改めて説明させていただき、これらの制度を活用して、またそのほか、関係機関の皆様で既に取り組まれている内容やお気づきの点を共有させていただきながら、今後どのようにして合理的配慮の提供を推進するかを一緒に考えていきたいと思っています。 表面の(1)事業者による合理的配慮の推進の方向性を御覧ください。 基本的な考え方といたしましては、記載しておりますとおり、合理的配慮の提供の大切さを事業者にも周知し、意識の向上を図り、事業者が行動に移すことで、障害者にとっても実際に利用しやすい店舗等を増やす。そうすることで、障害をお持ちの方にとっての利便性が向上するというものでございます。 図を御覧いただきますと分かりますように、市では、意識の向上に関する具体的施策として障害理解促進事業、行動変容を促す施策として合理的配慮提供助成金事業を実施しております。 (2)では、障害理解促進事業補助金についての制度概要を記載しております。補助額は補助対象経費の合計額の5分の4とし、上限額は5万円としております。 裏面を御覧ください。(3)では、合理的配慮提供助成金についての制度概要を記載しております。補助額はそれぞれ、コミュニケーションツール作成費として5万円、物品購入費として10万円、工事施工費として20万円を上限額としております。 その下、(4)今後の取組の欄を御覧ください。先ほど説明をさせていただきました2つの事業を活用して、今後どのように意識啓発を図り、行動変容につなげていくかを考えてみたいと思います。資料には、例として幾つかの取組を挙げておりますので、参考にいただければというふうに考えております。 また、本日、参考資料として障害理解促進事業のチラシと講師リストを配付させていただいております。 市では今後、市で事務局を務めております様々な団体、例えば民生委員児
-----	--

	童委員協議会、例えば老人クラブ連合会、そういったようないろいろな団体の事務局を市で担っている団体がございます。まずはそれらの団体の皆様に対して、障害理解促進事業の講師リストを用いて、こういったような事業で理解の促進に御検討いただきたいということを御説明して、さらなる理解の促進に努めていきたいというふうに考えております。 このテーマに沿った御意見であれば、どのような意見でも問題ないかと思えますので、皆様のほうからも積極的な御意見をよろしく願います。 説明は以上です。
会長	ただいまの説明について、皆様と御意見を交換したい、いろいろな御意見を伺いたいというふうに思いますので、気がついたところどこからでも御意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。
委員	人権擁護委員もしているんですけれども、民生委員もしております、今のあれで民生委員と思いながら聞いていたんですけど、おっしゃる前に、民生委員のほうでも障害を持っておられる方とか、それから高齢になられて車椅子に乗られる方とかが増えてきている中で、食事に行きたいとか、それからこういうことをしたいというふうな御要望があったときには、私たちも相談に乗る立場になるんですね。だから、そんなお店とかがあったら言ってほしいなと思っているところに言ってくれはったんで、そういうふうなリストがあれば参考にさせていただいたりとか、それから包括支援センターとか、公民館とかコミュニティセンターとかの情報を提供するようなポストを置いていますので、認知症カフェとかはあるんですけれども、障害を持って車椅子で行けますよとか、そういうお店とかはないんですね。認知症カフェは社協さんがしてはる分なので、車椅子で行けると思うんですけれども、一般のお店のほうでお誕生日会がしたいとか、こんなんしたいとかといったときに、ニーズがあったときに、私たちが相談を受けたときに、あそこにありますよとか、そういうとこに置いてあったら、ちょっと待ってね、コミセンで取ってくるからというふうな形でお知らせができたらいいなと思いますし、また子育てハンドブック、子育てのほうは、子供たちに対するニーズでこういうふうなことがありますよ、茨木市ではこういうふうなことをしていますよというのがあるので、またそういうのもできたら障害者の方に向けたとか、高齢者の人に向けたみたいなのが、ひょっとしたらあるのかもしれませんが、民生のほうにはまだ来ていないの

事務局	で、そんなんも私たちが持っていれば、いろいろなところの相談に乗ってというのができるかなっていうふうに思いました。 ありがとうございます。民生委員・児童委員さんは、今たしか茨木市内で400数名の方が委嘱されていると認識しています。地域の身近な相談役、関係機関とのパイプ役として日々活動していただいている民生委員さんに、実際の現場の声を聞かせていただいて、本当に参考になりました。 まず、この制度のことをいろいろな方に知ってもらって、意識啓発、知ることと、その後の行動変容につなげていく、行動を変えていくということが大事なかと考えているんですが、まず知っていただくことが非常に重要かなと感じておりますので、また今後、民生委員児童委員協議会にお邪魔させていただいて、御案内させていただく機会があるかと思いますので、そのときはどうぞよろしくお願いします。
委員	よろしくお願いします。
会長	今は、障害とか高齢版の子育てハンドブックみたいなやつはないということですね。
事務局	そういった店舗のリストは今のところないです。ただ、合理的配慮の助成金を交付した事業所については、ホームページでリストを公開いたしております。ですので、飲食店だけではなくて、医療機関であつたりとか、あるいは理髪店等のサービス業であつたり、いろいろな業種の店舗、合理的配慮の助成金を使った事業者に関しては、シールをお渡しして、了承をいただいたらホームページのリストを載せさせていただいているのですが、よくご意見としていただくのがあまりにも少ないなど。選んで店舗を使いたいというには、業種もばらばらですし、トータルの数で言ってもまだ全然少ないので、まだまだ障害のある方たちが実際に利便性を感じられるようなものにはなっていない、という御指摘はいただいております。
会長	ありがとうございました。 ほかどうですか。

委員	高田委員にお聞きしたいんですけども、高田委員がおられたら、障害がある方も店舗にお電話をいただいて、何月何日何時頃、こういう障害の方が利用されたいとおっしゃっていますけど、可能ですかというようなお電話をいただくことはあるんでしょうか。
委員	それは可能です。
委員	店舗も昨今、人手不足というのはかなりありますので、例えば特定の日にはスタッフがそろっているけど、特定の日スタッフの手薄やということもありますので、直前にお聞きいただくというのが本来は一番いいと思うんですが、予約をいただくというのが。 それと、2ページの(4)の例のところに、合理的配慮に理解のある店舗等に作成したシールを配付、これはあくまで例ですけど、どういうことを明記されているんでしょうか。
事務局	ありがとうございます。障害福祉課の井上です。 先ほどのシールをあまりにもまちの中で見かけないという御指摘をいただいています、これは1つの案でもあるのですけれども、合理的配慮の助成金を交付したところだけにそのシールを渡しているようでは、いつまでたってもなかなか広がっていかない、ということを考えますと、他市の事例を参考にしたところ、そもそも合理的配慮をやっている店であるというシールを貼っているところもあれば、あるいは行っている合理的配慮の内容、例えば筆談ボードがありますよとか、車椅子が入れますよとか、そういう内容を書いたシールを配付して貼っていくというような取組をやっている市町村もあると伺います。 我々としても、このような事例を伺っていると、市民の方の目に触れることが大事だと考えておりまして、そのシールをあちこちで見かけるようになれば、何となく入っていいのだなとハードルが低くなるのではないかとということと、これをやっていこうと思うと、実際どんなやり方があるのか、いろいろイメージをしながら、例も書かせていただいている、自己申告制にさせていただくのか、それとも皆様の御協力をいただきながら開拓してリストに載せていくのがいいのか、いろいろなやり方があるとは思っています。佐原からも申し上げたとおり、我々としては、まちの姿が具体的に変わっていく、障害のある方が何かち

会長	よっと便利になったよね、過ごしやすくなったよねという実感が得られるような取組を皆様と一緒にできたらいいという思いで、今回こういう議題を出させていただいたというところでございます。 よろしいですか。何か御意見あれば。
委員	意見はないんですけども、ちょっと漠然とし過ぎて、店舗側からすると何をしたらどうなるんだと。もうちょっと具体的に、今おっしゃっていただいたので、少しはイメージできましたけども。 あとは、店舗に障害者の方から寄せられるクレームというのはどれぐらいあるのかなと思うんですけど、私かなりこの会合には出席させていただいておりますけど、過去にあったのは、スーパーマーケットの案件はありましたね、それとあと野球教室の案件とか。飲食店はありましたか。
事務局	ないですね。現在、差別解消として、障害者差別としての相談としては、記憶に当たりません。ですので、幾つか考えられるのが、店舗で何かあったとしても、店舗のほうに直接クレームをおっしゃっているのか、あるいは消費生活センターのような別機関に行っているのか、それも聞こえてはこないんですけども、あるいはそもそもあまり店舗に行けていないから、そういう接触自体が生まれないから、行けていないからそもそもクレームがないという状況になっているのか、どういう状況になっているのか分かりません。 かねてから申し上げていましたけれども、市に入ってくる相談は、恐らくごく一部だと思っています。実際に店舗で起こるようなクレームであったり、医療機関で起こるようなクレーム、御相談であったり、福祉機関で起こるクレームであったり御相談であったり、あるいは法律相談として来るようなものであったり、そういったものがここで共有されていくと、我々としてもありがたい。 事例検討もやっていきたいのですけれども、市から受けた相談だけを事例検討するのではなくて、地域から出てきたクレームであったり、相談であったりというのをどう対応していったらいいだろう、どうしていったら一般化できるだろうということを協議するというのがこの協議会の位置づけでもあります。我々のほうも実際飲食店であったり、飲食店でなくてもサービス業であったり、いろいろなところで、市のところには入ってきてないんだけど、実はこんなこと聞いたことあるよというようなお話が共有いただけると、すごくお話と

	しては広がっていくかなと思います。先ほど高田委員がおっしゃったような、行けるところがなかなかなくて困っているというような状態は、たぶん店舗側では把握しにくいと思うのです。今高田委員からそういう要望をいただきましたけれども、いろいろこういったことも含めて、どこかで困り事を把握されていることがあればここに出していただけると、恐らくお話としてはどんどん広がっていくのかなというふうに思います。
委員	障害者の方に聞くのが一番いいですね。
事務局	そうですね。例えば、六條委員が所属されている団体の方が実際まちで不便にお感じになっているようなことがあるなら、ここに出していただくというのも1つでしょうし、当事者の方、あるいは当事者から相談を受ける立場の方、ここにいらっしゃるメンバーの方は、いろいろなチャンネル、いろいろなネットワークを持っておられると思うので、多くの情報が集まってしやすい場ではあるのかなと考えています。
委員	ありがとうございました。
会長	店舗のほうも来てもらえるような分かりやすい提示というか、市側からの説明と提示があると、もっと利用したり、店舗なりの努力をしてアピールしてもらったりというのは、出てくるのかなという気がしました。そういう気持ちはいっぱい持ってはいるながらも、どうしていいか分からないというのが実情なんだろうなというふうにも聞こえました。
委員	いいですか。障害者の方が店舗を利用していないということはないと思うんです。私も今は直接店舗には出ていないですけど、経営はしてますけど、筆談はよくしました。あと車椅子を持って上がるというのもよくやりました。どなたか介助者の方がついておられたら、まずは問題ないんじゃないかなと。店舗のスタッフでそういう気の荒いのはいないと思うんですけどね。だからいいのか、その辺は障害者の方に聞いてみたいですね。お聞きしてみたいと思います。思いつくところでいかがでしょうか。
委員	最後にしゃべらなあかんかなとは思っていました。僕はお店を選ぶときは、ま

	ず入り口が入れるかどうか、階段があればやめとこうかなというふうにはなりません。その中で、中がちらっと見えたら、ちらっと見えたとときの広さであったりとか、入れそうかなと思ったら入るし、やばいかなと思ったらやめときますね。僕は結構一人で動くことが多いので、お店の方に聞いて、入れますか、どうぞと言ったら入らせてもらい、ちょっと段差があるんですけどと言われたら、この車椅子は段差を上げるのは大変なことなので、140キロぐらい重さがあるので、それを上げてもらうというのは無理なので、だからスロープとかが必要ということで、合理的配慮の助成金があると。でも、それを使っていなかったらないので、そこは一旦諦める。結構そういう当事者の人は諦めるパターンが多くて、それを誰かに言うのではなくて、もうそこは諦めてほかの店に行こうというふうになっていることが多いかなと思います。
委員	御利用される店は限られてくるんですね。
委員	そうですね。入れる店というのは、大体僕の中であるので、もうそこに行こうと。新しいお店ができたならトライしていく感じで、それであかんかったらやめよかなって。そうやって自分で試して、あかんかったらもうやめると。その声を上げれるかといったら、多分上げていない人が多いと思います。それはもう諦めているから。そこを利用しようとは思っていないから、もう選択肢にない。その辺で、諦めないでこういうことができるよというのがあればあるし、このシートがあって、ひよっとしたら助けてくれる。特別対応してほしいわけじゃなくて、先ほど言ったように椅子をどけてもらうことであったりとか、スロープがあったらそれをつけてもらうことであったりとか、僕の場合はね。聴覚障害の方だったら筆談、そういうところができるかどうかで、ここは入れるんやということであれば、選択肢の1つに入るのかなという感じです。だから、声を上げるというよりか、声を上げる文化がなかったので、諦めるというほうが大きいかなと思います。 それは、僕は店舗だけでなく、企業全体的な、普通の商店街のお店もそうだし、大きいお店でもそうだし、企業のところでもそうなんですけど、合理的配慮の意識があるかどうかによって変わってくるので、その一歩があれば僕らも利用しようかなと思うので、そこから実際に利用して、お互いに対話しながら、こういうことをやってほしいというので、できる分はやってもらったり、ごめん、できひんからもう一人来てもらうわとか、そういう何げないところから対

委員	応が変わってくる感じなので、何か特別なことをしなあかんというわけではないかなと思います。 だからやってもらわんでも大丈夫かなと思っています。
委員	十分じゃないと思いますけど。
委員長	以上です。
委員	ありがとうございました。
委員長	時間もちょっと過ぎておりますので、2番目の議題については、この辺りで切りたいと思います。まだまだ意見はあると思いますが、どうしたら今みたいに地域の中での対話が広がっていくかとか、お互いのことを思いやるような雰囲気や文化が生まれてくるのかとか、そのためには何が要るのかとか、ツールは何かとか、あるいは予算要望するとしたら幾らぐらい要るんちゃうかとか、いっぱいあると思いますけれども、またそれはそれで少し温めてもらって、御意見をまたいただくかと思っています。
委員	すみません、1個だけいいですか。
委員長	どうぞ。
委員	先ほどの事例の話なんですけども、駐車券のチャットの問題でお話をさせてもらったんですけども、僕は関西国際空港のリノベーションのバリアフリー検討会にも出席させてもらっていて、エレベーターが関空は100台ぐらいあるんですね。それにカメラを入れるということは5億円ぐらいかかるということで、それだけのコストがかかるから難しい。でも困っているということで、モニターとかではなくて、緊急時にチャットがあって連絡ができるシステムを構築しているということで、それを導入されているので、そういう事例を参考にしてもらって、少しずつ改善してもらえたらなと思います。 あと、先ほど交通のガイドブックと言ったけど、交通ハンドブックの間違いでございます。 すみません、以上です。

会長	ありがとうございました。 そうしましたら、議題の2つ目については、これで終了させていただきます。 次に3番目、その他、今後の予定、連絡事項等です。 事務局のほうからよろしくお願いします。
事務局	障害福祉課、沖田です。 今後の予定ですが、次回は令和8年2月頃に協議会を開催したいと考えております。会議の日程及び内容につきましては、後日調整させていただきます。 また、実際に差別事案についてのあっせんの申立てがあった場合など、特別の事項が生じた場合には、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第11条と、茨木市障害者差別解消支援協議会会則第6条に基づき部会を設置し、協議を行う場合があります。そのような事案が生じた場合には、別途御連絡させていただきます。 事務局からは以上です。
会長	今事務局から報告がありましたように、あっせん事案があれば部会や協議会を随時開催、事案がなかった場合は協議会を2月に開催ということとさせていただきますので、よろしくお願いします。 詳細については、後日、事務局から通知されますので、よろしくお願いします。 ほかに御意見、御質問がないようでしたら、この案件、あるいはこの会については、ここで終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 そうしましたら、事務局からお願いします。
事務局	最後に事務連絡をさせていただきます。 本日の会議録につきましては、作成後、委員の皆様には発言の内容を御確認いただいた後、ホームページ等で公開いたします。よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
会長	では、これもちまして会議を終わらせていただきます。 少し時間を超過して申し訳ありませんでした。長時間にわたり御協力あり

	がとうございました。お疲れさまでした。
--	---------------------